

都市計画道路見直しの方針

本市の都市計画道路について

- ◆本市の都市計画は22路線約50.9km(平成24年4月1日現在)を都市計画に定めています。
- ◆都市計画道路の中には、財政や地域の事情などにより、都市計画の決定当初から40年以上整備されていない長期未着手路線や、未整備区間のある路線が存在しています。

見直しの必要性と動向

- ◆少子高齢化社会の進展、人口の減少、景気の長期低迷など、社会経済情勢も大きく変化してきており、「都市の成長」を前提に計画された都市計画道路についても、都市機能の維持・改善に主眼を置く「都市の成熟化」への転換に対応した見直しが必要です。
- ◆国土交通省では、長期未着手となっている都市計画道路の見直しを早期に実施する方針を提示しており、神奈川県では、平成18年3月に「都市計画道路見直しのガイドライン」を策定しています。

本市における「都市計画道路見直しの方針の位置づけ

- ◆平成21年度に策定した「座間市総合都市交通計画」においては、「都市計画道路に関しては、都市計画決定後長時間が経過し、昨今の社会経済状況の変化に的確に対応していない路線については、本計画における位置づけを踏まえ、今後、計画内容の見直し等の検証を行う」としています。
- ◆平成22年度に改定した「座間市都市マスタープラン」においては、都市施設の整備・改善方針として長期事業の着手に至っていない都市計画道路については、今後の社会状況や地域の実情に応じて位置づけの見直しを検討するとしています。
- ◆「都市計画道路見直しの方針」は、「座間市総合都市交通計画」、「座間市都市マスタープラン」と連携し、都市計画道路の中で長期未着手路線や未整備区間のある路線のあり方を検討し、計画・整備へ反映させるものです。

都市計画道路とは

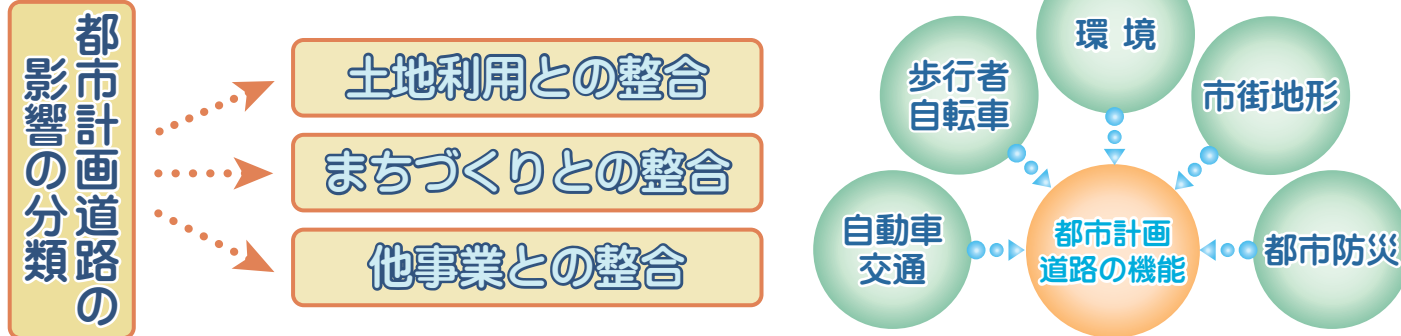
都市計画道路は、道路として必要な区域をあらかじめ都市計画において明確にすることにより、都市の将来像を達成するとともに、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するなど、都市計画法に基づき定める都市活動を支えている根幹的な施設です。また、交通機能から「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」に区別され、計画的に都市の一体性を図るべき地域に都市計画道路網を定めています。なお、都市計画道路の区域内においては、将来的にも円滑な整備が行えるよう、一定の建築制限が加えられます。

都市計画道路とする目的

都市の健全な発展のために必要な道路の配置を、広く住民に明確に示します。長期的な観点から地域社会での合意形成を進め、計画的に円滑かつ着実に整備することを目的としています。

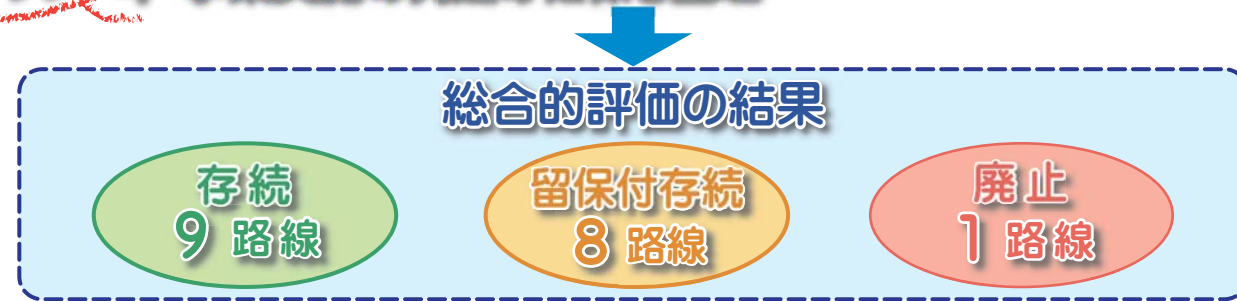
見直しの考え方

- ◆ 関連計画における位置づけ
- ◆ 都市計画道路の機能における評価
- ◆ 都市計画道路が周辺に与える影響など



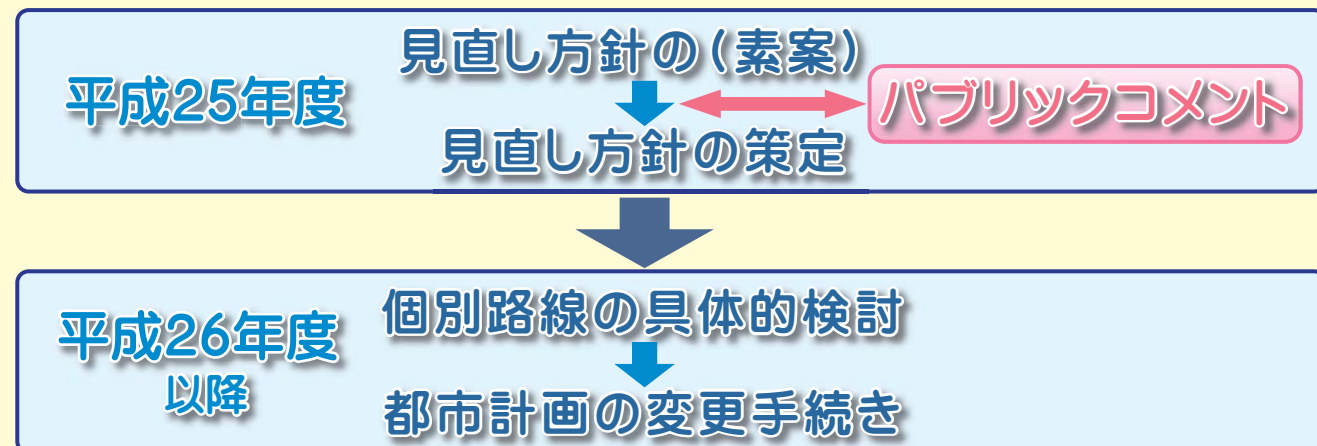
見直しの方法

- ステップ1 見直し検討路線の抽出【未着手の路線・区間の抽出】
- ステップ2 必要性の検証【関連計画等との関係】【必要性についての検証】
- ステップ3 総合的な道路網体系の検証【将来道路ネットワークの検証】
- ステップ4 事業実施の見込みに係る整理【地形・地物・構造などの課題整理】



手続きの流れ

「都市計画道路見直しの方針」を策定した後、具体的検討を行う個別路線については、路線ごとに住民説明、関係機関との協議を実施し、都市計画の変更手続きを行います。



見直し区間図

見直しの方針

番号	路線名	区間	幅員(m)	計画延長(m)	評価	番号	路線名	区間	幅員(m)	計画延長(m)	評価
3・3・2	広野大塚線	2-1	22	4,510	存続	3・6・2	杉久保座間線	14-1	11	1,510	留保付き存続
3・4・1	相模原座間線	3-1	18	1,550	存続	3・6・3	蟹ヶ沢線	15-1	11	90	留保付き存続
3・4・2	相武台入谷線	4-1	18	4,050	存続	3・6・4	座間天台線	16-1	11	3,100	留保付き存続
3・4・3	相模原二ツ塚線	5-1	16	3,880	存続			16-2			
3・4・4	座間大和線	6-1	16	1,840	存続			16-3			
		6-2									
3・4・5	座間南林間線	7-1	16	5,880	存続	16-4					
		7-2									
3・5・1	町田厚木線	8-1	15	4,000	存続	16-5					
		8-2									
		8-3									
3・5・3	座間大野線	9-1	12	120	留保付き存続	3・6・5	緑ヶ丘林間線	17-1	11	2,860	留保付き存続
3・5・4	緑ヶ丘大塚線	10-1	12	4,000	留保付き存続			17-2			
3・5・4	緑ヶ丘大塚線	10-2	12	4,000	留保付き存続			17-3			
3・5・6	東原ひばりヶ丘線	12-1	12	930	留保付き存続	3・6・6	中羽根沢線	18-1	11	630	存続
3・6・1	田中東原線	13-1	11	2,300	留保付き存続	3・6・7	座間駅三峰線	19-1	11	490	存続
		13-2				3・6・8	田中相武台下線	20-1	11	1,100	廃止
		13-3						20-2			

凡例

- 整備済・事業中
- 存続
- 留保付き存続
- 廃止
- ← 隣接市都市計画道路

見直しのパターン

存続
 道路ネットワークとして必要性が高く、また原則として、関連計画（上位計画）に位置づけられている路線は現行の計画を存続

存続(留保付)
 存続路線と同様、必要性が高いため現在の都市計画を存続するが、隣接市の都市計画道路と接続して道路ネットワークを構築している路線、または、他企業との調整が必要とする路線や区間。

廃止
 隣接都市の都市計画道路との整合性や交通ネットワークの観点から必要性が薄く、代替え路線を有するため、現在の都市計画を廃止する路線や区間

